

徳島県告示第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	
名称	所在地	旧	新	医療の種類	変更
独立行政法人国立病院機構	東京都目黒区東が丘二丁目五番二一号	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和六年四月一日